

令和2年1月27日

お客様各位

愛知県医師信用組合

## 預金規定等の改定およびお取り扱い方法の変更について

### 1. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定等の改定

当組合は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年4月1日より別紙の通り預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

### 2. 民法改正に伴う預金規定等の改定

当組合は、2020年4月1日に施行される民法改正を踏まえ、2020年4月1日より、別紙の通り預金規定等を改定いたします。

### 3. 預金規定のお取り扱い方法の変更について

当組合では、2020年4月1日の預金規定の改定にあわせ、環境に配慮した取り組みの一環として、預金規定の電子化を行います。預金規定の電子化により、最新の預金規定は当組合のホームページに掲載し、預金規定の配布を終了させていただきます。

## 1. 対象となる預金規定等

当座預金規定	普通預金規定	普通預金規定（リーフ取引用）
納税準備預金規定	貯蓄預金規定	通知預金規定
定期預金規定	定期積金規定	

※改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

## 2. 改定日

2020年4月1日（水曜日）

## 3. 主な改定内容について

### （1）「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定等の改定内容

- ① 「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加。
- ② 当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設。

### （2）民法改正に伴う預金規定の改定内容

- ① 成年後見人ご本人について、補助・補佐・後見が開始された場合の取り扱いの明確化。
- ② 定期預金について、期日前解約の取り扱いの明確化。
- ③ 各規定の変更時の周知方法についての変更。

以 上